# (参照法令一覧) 不正競争防止法の一部を改正する法律案参照条文

○意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十五号)(抄)・・・・・・・・・	〇弁理士法(平成十二年法律第四十九号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(抄)・・	○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	
23	22	22	21	14	1	

## $\bigcirc$ 不 正 競 争 防 止 法 平 成 五. 年 法 律 第 几 + 七

第 ← 止 一 条定及条目 義 び 不 正の 競法 争律 に は 係 る事 損業 害者 賠間 償の に公 関正 すな る競 措 争 置及 等び をこ 講れ じに 関 もす つる て国 国際 民約 経 束 済の の的 健 確 全な な実 発 施 展を に確 寄保 与す る す るた 8 を不 目正 的競 争 すの る防

に 7 \_ 競 争 لح 次 掲 げ ŧ  $\mathcal{O}$ を VI う

- 輸表を 出示表他 示人こ しを 使 す  $\mathcal{O}$ 輸用 る商法 t 品律 L 等  $\mathcal{O}$ 又 を表お は い示い そ う L <  $\mathcal{O}$ 人 以の不 묘 下 業正 気 等 同務 じに 表 係 示  $\overline{\phantom{a}}$ 口 を る 線 と氏は 使 を L 用 名 L 7 じた 需商に て商 要号 品 者 と供を の商る L 譲 間標 7 渡 に 広 標 L < 他 章 人 引 認 き 識商 渡 さ品 品 L れの 容 又 T は譲 い器 営 渡 る 若 業 若 もし と L  $\mathcal{O}$ < < とは 同 は同包 を 引 装 又 生 渡 若そ U l  $\mathcal{O}$ さの < 他 のせたはの る め類商 品行に 似品 等為展  $\mathcal{O}$ 又 示商は し品営 業 等
- 線使 用 自 己 L じ た  $\mathcal{O}$ 7 商 商 品提品 品入 を 等 譲 表 る 渡 示 若 行 L لح L 為 引ては商 き他電 渡 人 の通 著信 譲 名 渡 な 若商 品通 L < 等 表 は 引 示 提 渡 同 L  $\mathcal{O}$ 若 た  $\Diamond$ L < に はの 展 類商 示 似  $\mathcal{O}$ t 輸 出  $\mathcal{O}$ を 使 用混 輸 入 L は 若 そ L < は商 電 気 表 通 信 示 回を
- 三 渡 人通  $\mathcal{O}$ 譲 商 の供 L 形す 態 当 該 のの商 能 し確 保 輸す 営出る した 8 密又に 不 可 欠 な 形 態 を 除 < 0 を 模 倣 L た 商 品 を 譲 渡 L 貸 1
- 兀 を不 取そ含正窃し他を む取取 得 以 行 詐 渡 下 為 欺 若 同 に ľ ょ 強く り 迫は 取そ貸 得の渡 し他し た 営不た品 業正めの 秘のに機 密手展 を段示を 使に 用よ L (V) 若 業 し秘 < はをは 開取輸 示 得 入 す すす るるる 行 行 行 為為為 秘以 密 下 を 保不 持正 し取 つ得 つ行 特 為 定 のと 者い に う 示 す 又 は
- 五. を 得の 営 L 業 又 秘 は密 そ に のつ そ取い 得て し不 た正 営取 業得 下しに秘行 つ密為 又いをが て使介 開不用在 L し た 若 لح L < を がは知 介開 0 在示て す たる若 行 L と為く は 重 大 な 過 失 に ょ り 知 5 な VI で 営 業 秘 密
- 六 そ  $\mathcal{O}$ の取 取得 得 L た し た 後 営 に 業 秘  $\mathcal{O}$ 営 業 を ( 使 秘 以用密 は 示 正 す取 いる 得 う行行 為 為 L を 知 0 て 又 は 重 大 な 過 失 に ょ 1) 知 5 な
- 七 得 る 秘 目 密 的 を で 保 有 つ又 す は る そ 事 の業密 者 有 に 損 害 保 を 有 反 号 加 者 え る لح 目 的 で そか 5 にの 営 そ 業  $\mathcal{O}$ て秘 営 同密 業 を秘 行に使密 を し示 さ る又れ 目はた 場 示 合 す に る お 営 行 1) 為 7 不 正  $\mathcal{O}$ 利
- 八 す  $\mathcal{O}$ 営 又 業 は秘 密 秘 密 に を 守 11 る 7 法 不 律 正 保 上開 の示者 義 行 務 為 に 前 違 に L て規 そ 定 のす る 営 場 業 秘 合 密 を お 開 11 示 す 号 る 為規用 を 定 す 11 う 以的開 下 で 同そ じの ) 業 で秘 あ密 る を 開 示

秘 < 密 得取そ 得の 営 L 又 秘 に 業取い し不 開 L L た لح L < を たは知 開 0 7 す る 若 L < は 重 大 な 過 失 12 ょ ŋ 知 6 な 1 で

九 為 為 がそ  $\mathcal{O}$ 介 在取をは L たし た 後 をに 知そは密 つのそ て営のつ 又秘得て は密 重にた正 大つ営 ない業示 過て秘行 失不密為 に正をが よ開使介 り示用在 知行 5 為 なが若 あ 11 0 そ  $\mathcal{O}$ と示 取 得若 L L たく行 営 は為 業そ 秘  $\mathcal{O}$ 営 密 を業 使 秘 用密 しに 0 又い はて 開 不 示 正 す開 る示 行 行

入記該の 影 実 営 録 機 効 像 行 業 し 媒 能 果 若 又 上 が又体の を しは用 く影 は 若み妨 V 当 L を げ は 像 5 < 有 る 音 n 機 は す の音 7 記 る 視若 V に  $\mathcal{O}$ 憶プ 聴 L る L 口 ょ 若く 技 を た グ V) しは術 ラ 機 くプ 可 的 す 器  $\Delta$ 能 はロ 制 を لح プ グ 限 当 プ す ラ 譲 口 手 る グ 口 渡 該 ム段 プ グ L 機 ラ  $\mathcal{O}$ ラ 口 能 ム記他 グ  $\Delta$ 引  $\mathcal{O}$ 録 人 ラ を き み実 を が さ 渡ム を 行 特 気 しが有 又せ定 他 す はな  $\mathcal{O}$ 譲の る影い者 渡プ 装 口 像た以 若口 置 め外 グ 音にの を L < ラ 当 若用 通 者 U  $\Delta$ 該 L は いに لح < 7 引 装 て影 渡組 置 はい 像 4 な る若 L プ す の合組 口 4 る グ たわみ  $\mathcal{O}$ <  $\emptyset$ さ込 ラ をは ム除 音 展ただ  $\mathcal{O}$ <  $\mathcal{O}$ 示 も 機 視 記 器 録 L  $\mathcal{O}$ 聴 を をに若 を 輸含含 当 ょ L 出むむ 該り < 技制は 限 術 若 を若 的さ 口 し記 し 制れ < 録く 7 ラ 限 はしは手いム

十 器ム能はム一輸た当段るの を لح プ  $\mathcal{O}$ 当す 当 口 記他 グ 録人 プ 機 ラ を 能ムさ特  $\mathcal{O}$ グ ののせ定 者 ラみ実なの該 4 を 行 い者 を外が有又た以能  $\mathcal{O}$ 他す は め外 者 のる影 にのみ 装像営者 に プ 譲 置 業に有 口 グ 上影 渡 音 L ラ当若用像る い若  $\Delta$ 該 L لح 装 < 引 7 L き 組置 < は 11 みを プ るは 組口技音 合 し カみ グ 術の ラ 譲 さ込 的視電 え回渡れん  $\Delta$ 制聴 ただ 若 限若通  $\mathcal{O}$ も機 L 記 手し信 器 < 段く  $\mathcal{O}$ 録 はを を を には線 引 含 含 当 ょ プ むむ該 り 口 制 グ L 技 限ラ  $\mathcal{O}$ 術 た を若的 さ ム 提 記 L れの供 制 に 録 < 7 実 限 は手 い行 展 し 当 又 行 示た 段 る 記該の影は為にれん 録機効像影 輸媒能果若像 出体の を L 若み妨 く音 を げ は若 L < 有 る 若 音 L < は す  $\mathcal{O}$ L 視は 記 る لح 憶 プ に 聴 プ は 輸 よ若口 L 口 た グ ŋ しグ 入 機 ラ くラ 可

商 又 利 不は を 造品取商正当該該る の該特 利機定口 標 益能 は 若 章 を  $\mathcal{O}$ 得 L そ み以 くの る は他 目有 し保 の的す る 有商 で 品 プ し 又 又口 の又ははグ は役 ラ 他 そ 務  $\Delta$ 人 を に 若の を ド表損電渡 X 示 害 気 を通 イ す 取ン る 加信 名 ŧ 線 る を  $\mathcal{O}$ を 使 目 を 用 VI 的通 う す 7 じ 7 る  $\overline{\phantom{a}}$ 他提渡 為 لح 人供 同の す る 特 定行め 商為 < 品 は等 類 表 似示  $\mathcal{O}$ 人 F. X  $\mathcal{O}$ 業 イ 務 名 に を係 使 る 用氏 す 名 ろ

若 示 容 を 又方若得標 気は法 < そ 涌 信 の用 口 表途 役 示 若 務 を 若 通 L < U た は < 7 商 数 は 提 品 量 そ 若 供を 譲 し 広 告 渡 < 若 は < 引 <  $\mathcal{O}$ き 役 は は そ 渡務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 引 表 に 用 示 譲 を 渡 内い 若 る 7 書 L 役 < 用 類 行 若 務 は途 を 引若 < 渡 提 l 供 < は す  $\mathcal{O}$ は 涌 る た 数信 行  $\otimes$ 量 に 為にに そ 展 9  $\mathcal{O}$ 赤い 商 7 品 誤  $\mathcal{O}$ 認 原 輸 出さ 産 せ 地 る 輸 ょ 品 う な 表 内

++ を渡役利内る同五四 。盟 若 務 に に L に 係 代以 国 < 使 理 る 下 は用 商 人 世 条 関 若 引し 標  $\mathcal{O}$ 界 約係 渡 لح L 뭉 貿 に 又 同 < に易 L 商あ  $\bigcirc$ は は お機 標 る 当 た 若 代 い関 法 他 該 7  $\Diamond$ L 表  $\mathcal{O}$ 昭の に 商 < 者 単 加 展 標 は で に盟 和営 示を 類 あ 玉 使 似 っ権 又 十上 L 用の た利 は 四の 者 年 信 輸 し 商 商 出た 標 がと 標 法 用 そ を 11 法 律を L  $\mathcal{O}$ そ 正 う 条 第害 当 は輸権  $\mathcal{O}$ 約 百す 権 な 二る 入利  $\mathcal{O}$ しに 利 理 を 締 十虚 係 に 由有約 七偽 る が す 若 係 玉 L 商 る な るに < 品 い者 商 お第 は لح 品  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ VI 四を 電同 若 に 代 7 条告 気 一 L 理 商 第知 通若 < そ 人 標 信 は  $\mathcal{O}$ 若 に 項 役 関 < 第又 口 権 L 線は務 利 < す 二は 類 لح をは る 묽 を 流 通 似 同 有代権 に布 じ  $\mathcal{O}$ す 表 利 規 す 商若 者 7 る 定る 者 提 品 L 又 商 す 行 供を <  $\mathcal{O}$ は標 る そ権 譲は 承 渡 類 諾 IJ のに 若 似 を行相 得為  $\mathcal{O}$ 当 約 < 引商 なのす を 品 き 日 ろ は 11 当 渡 若 で 前権 う そ 該 利 < 商 の年に 標譲は権以限の

 $\mathcal{L}$ ののの使 律 律 に に いいの 7 て権 標 商 に 章 標 کے と役 は は務 商商同 標 法 若 法 第 第 条条 第 第 類 項項の に 12 規 規 定 定 す す る る 標 商 章 標 を を行 V) V) う Ď

3 2

L

7

利

係

る

لح

L

<

似

役

務

を

提

供

す

る

為

4 で き のる にのに お外おおおそ い部 11 て及 7 び 模内商 倣 部 品 すのの る形形 状 態 と並 はびと には標 他そ 人の需 の形要 商状者 品にが の結通 形合常 L  $\mathcal{O}$ にた用 依模法 拠様に 従 て 色 っ 彩た 使 れ光用 と沢に 実 及 際 質びし 的質 7 に感知 同を 覚 一いに う ょ 0 7 認 識 す る لح が

6 5 す 上のと 又法を法商法法法用 律は律い律品律 う 態 L  $\mathcal{O}$ 形 態  $\mathcal{O}$ 商 品 を 作 り

技 術 営 に 業お 上い 7  $\mathcal{O}$ 情 報 営 で 業 あ秘 つ密 て لح 公は 然 と秘 は知密 らと れし 7 7 的い管 方な理 さ 11 Ł れ  $\mathcal{O}$ 7 を 1) る 11 う 生 産 方 法 販 売 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 業 活 動 に 有 用 な

7

影は 識 る 音 像 プ す ょ 若 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 口 う 法 音 法 لح 律 < 若 ラ 影 れに 像は L ムがに たお プ <  $\mathcal{O}$ で お き い音 口 記 は 11 プ 7 若 グ 録な て ラ L 口 を 1) < プ A グ 制方技 ラ لح 口 は 限法 術 ゲ لح プ  $\Delta$ す を的 ラ t 口  $\mathcal{O}$ る い制 う 手 グ に記 限  $\Delta$ ラ 記 段 手 録 لح  $\Delta$ 録  $\mathcal{O}$ で 段 媒 はを た あに 体 と 変 8 0 ょ 換 に 7 V) 電 に 影 子 記用 録い 計 7 視像 電 聴若 磁 記 6 機 録 n 等 L 媒 若 る 機 < 器 し機 法 体 は 器 す に < 音 る 記はを 影 電  $\mathcal{O}$ 指 録送い像視子 令 し信 う 若 聴 的 若 で す L 方 る くし 法 あ若 以 L 方 下は < < 式 同音 は磁 T は又 U 気  $\mathcal{O}$ プ 送 は 視 口 的 信 視 聴 グ 方 結 す 聴 が若 ラ 法 築 特 果 る ムそ くのの を 方 機 定 式 器 得 のは実他 る にが 反プ 行  $\mathcal{O}$ ょ 特 応 口 又人 لح る 定 を グ はの す が ŧ  $\mathcal{O}$ ラ影 知 で る 変 ム 像 覚  $\mathcal{O}$ き 換 信 を  $\mathcal{O}$ に る を 号 実 音 ょ 11 う必を 行 若 0 う 要影 又し 7 と像はく

9

に

お

11

K

メ

1

ン

لح

は

イ

タ

Ì

ネ

ツ

 $\vdash$ 

に

お

て

個

々

 $\mathcal{O}$ 

電

子

計

算

機

を

識

別

す

る

た

8

に

割

1)

当

7

組

4

合

わ

さ

t

 $\mathcal{O}$ 

を

11

う

出

6 n る の番 律 に記 い号 う 又 は 文 物 字 にの は組 合 プ せ に 口 グ 対 ラ 応 A す を る 文 含 む字 ŧ の番 号 لح す る 記 뭉 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 符 号 又 は ۲ n 6  $\mathcal{O}$ 結 合 を 11 う

止

1

0

第 る 者 条差 又 は不請 侵正求法 害 競権 す 争 る に ょ お そ 0 れ 7 が 営 あ業 る 上 者  $\mathcal{O}$ に 利 対 益 L を 侵 そ 害  $\mathcal{O}$ さ 又侵れ 害 の又 停は 止侵 は さ 予れ 防 る を お 請 そ す が る あ る لح 者 は ( き そ るの 営 業 上  $\mathcal{O}$ 利 益 を 侵 害 す

2 の際 L 不 為 正 に侵 競 供害 争 L  $\mathcal{O}$ に た行 ょ 設 為 9 7 備 を  $\mathcal{O}$ 組営 除成業 却 L 上 そ た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 物利 他( 益 の侵 を 侵害侵 害  $\mathcal{O}$ 害 行 さ  $\mathcal{O}$ 停 為 れ に 止 ょ 又 り は は 予 生侵 防 U 害 た に さ 必物れ又害 要 を る 含お な むそ 行 為 れ を 第 が 請五あ求れ 求条る 第者 す る <del>\_</del> は 項 لح に前が がお項 で NO き て 規 る。 同 定 U に ょ る 請  $\mathcal{O}$ 廃 求 を す る 侵 害に

条損行 害 償

第 為 几 す る ょ 責 0 め故賠 7 に意 生 任 又 じ ず は た る 過 損 失 害 たに だ に ょ L 0 V) 不 11 第正 7 は 十競 五 争 条を  $\mathcal{O}$ の行 規 限 2 ŋ 定 7 で に他 な ょ 人 ŋ  $\mathcal{O}$ 11 同 営 条 業 に 上 規の 定利 す 益 る を 権 侵 害 利 が L 消た 滅者 L は た  $\sum_{}$ 後 に ħ そ に  $\mathcal{O}$ ょ 営 2 業 7 秘 生 U 密 た を 使 損 用 害 を す る 韶 行償

害  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 定

第

る 全 う 譲 自 項 7  $\mathcal{O}$ 五一 量 部 渡 己 に 条損に 能 公に لح お 然 に 又 力 L が あ 応 は に が た 受 لح 11 0 第 7 応 で 物 け 7 じ 知 た 部 じ き  $\mathcal{O}$ た ら は 条 額 に た た 数損 被 れ 第推 を 相 物 量 害 侵 7 技 額 控 当  $\mathcal{O}$ 害い術 項 等 を  $\mathcal{O}$ 者 第 除 す 超 単 以 賠 な 上 償 す る え 位 下  $\mathcal{O}$ 11 ح る 数な 数 を لح も秘 号 いの Ł 量 11 量  $\mathcal{O}$ 請 密 カュ  $\mathcal{O}$ を 限 当 項求 う を 5 被度 た لح に す 11 秘 第 す に り る う 侵 お 密 九 る害 おのい場 が لح 号 者 合 ま い利 7 故 L が て 益 に 意 に 7 で 関 販  $\mathcal{O}$ 譲 お 又 管 又 売 被額渡 1 は す 理 は す 数 る 侵 を て 過 さ 第 失 る 害 乗 量 もれ + $\mathcal{L}$ 者 \_ じ そ に  $\mathcal{O}$ 7 五 لح لح が 7  $\mathcal{O}$ ょ に 号 V 受 得 者 ŋ 限 が 11 る に け う が 自 で た る 生 掲 そ 己 産 き た 額 げ な 損 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 方 る に 害 侵 営 に 11 法 不 業 ょ لح  $\mathcal{O}$ 被 害 そ 正 す 額 侵 被  $\mathcal{O}$ 上 0  $\mathcal{O}$ 競 る لح 害 侵 行  $\mathcal{O}$ 7 他 争 事 す 者 害 為 利 営  $\mathcal{O}$ 者 益 業 情 る を  $\mathcal{O}$ 事 同 当 が 組 を 上 業 が 項 そ成 侵 の活 あ لح 該 第 が物 る  $\mathcal{O}$ L 害 利 動 几 た 益 と に侵 뭉 で に き き 係害 物 た を 有 カン を 者 侵 用 は る る  $\mathcal{O}$ b 害 譲 に な 販 行 第 当 た 為 さ 売 渡 対 技 九 だ 該 そ が L れ術 묶 L た そ た 事  $\mathcal{O}$ な 上 ま لح 者 情 他 け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で き のれ 侵 情 に 譲 ば 相 渡 行 は 害 以 掲 報 当 数 為 販 に 下 げ で そ す 量を 売 ょ あ る るの行す V)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0

 $\mathcal{O}$ 侵 き 不 TF. に 競 そ ょ 争  $\mathcal{O}$ n に 自 ょ 利 己 0 7  $\mathcal{O}$ が 額 受 業 はけ た 上 そ 損  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 害 利 営  $\mathcal{O}$ 益 を 業 賠 上償 侵  $\mathcal{O}$ を 害 利 請 さ 益求れ を す た る 侵 者 場 害 が さ 合 故 れに意 た お 又 者 いは が 7 過 受 失 そに け た  $\mathcal{O}$ ょ 者 V) 損 害 が 自 そ  $\mathcal{O}$ 己  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 侵 営 لح 推 害 業 定  $\mathcal{O}$ 上 行 す  $\mathcal{O}$ る 為 利 に 益 ょ を n 侵 利 害 益 L を た 受 者 け に て対 l い 7 る

- 3 請当た 求 該 者 第 各は二 뭉 に故第 定意一 め又項 る は第 行過 一 る為 失 号 ににか 対よら り第 受 自 九 け己号 るのま ベ営で き業 金上第 銭の十 の利二 額益号 にを又 相侵は 当害第 す し十 るた五 額者号 のにに 金対掲 銭しげ る を 次不 自の正 己各競 が号 争 受にに け 掲 ょ たげ 損るて 害 不 営 の正業 額 競 上 争の の利 7 区益 分を そ  $\mathcal{O}$ に侵 賠 応 害 じさ 償 てれ を
- 条 第 項 第 号 又 不 号 掲 る 当不 る該正 競 争 当 該 侵 ド該品害 に 係 る 商 品 箬 表 示  $\mathcal{O}$ 使 用

す

る

لح

が

で

き

- 第 第 三 号 かに げ る 競 る 商  $\mathcal{O}$ 害形 使
- 兀 号 第 九 뭉 げ る 秘 密  $\mathcal{O}$ 使 用
- 五四三二 第第 +号 掲 げ る 争掲 当 害競に に争係 係 る当 メ 侵 1  $\mathcal{O}$ 使 営 用 用業
- 定第 項項項項 号 金る 争 害該該不侵 償に る 妨の
- 六 ( 酌 益 を前 侵項第 害の し規条条条条 者は に よ示る故同第第第 意項十 又に五 は規 重定ににら掲は 大す掲 なるげ 過 失額不不ま正に がを正正で な超競競に争げ かえ 2 る た損当 لح きの侵侵正害 は賠害 裁の係 判請 所求商 はを標 損げ使ンに態 害な用名係の O V 0 韶 償こ  $\mathcal{O}$ 額場 を合 定に めお るい にて 9 いそ 7  $\mathcal{O}$ 業 れ上 を  $\mathcal{O}$ 利
- 条具す 体る 正態 争ので に明 義 営 務

لح

き

- 第 にす侵 す る害 る لح さ きれ不的 はる と が お競様がた で相そ 手 れ き な方が る 11 はあ 相 る لح 業 当 自 の己主上 理の張  $\mathcal{O}$ 由行す 利 が為 る 益 あの者  $\mathcal{O}$ る 具が侵 と 体 侵 害 き 的 害 に は態の 係 様 行 る ۲ を為 訴 の明を 訟 限ら組に ŋ か成お でにしい な した 7 なも けの不 れと正 ば L 競 なて争 ら主に な張よ いす 2 0 るて た物営 だ又業 しは上 方の 相法利 手の益 方具を に体侵 お的害 い態さ て様れ 明を ら否 又 か認は
- 条 書 類
- 第 ず し七 る Ŋ 当 لح で 該裁の はなが侵判提 11 で 害所出 き行は等 為 る に不 たつ正 だい競 て争 立に そ証よ のする 書る営 類た業 のめ上 **`** Ø 所 持 又 利 者は益 当の に お該侵 い侵害 て害に そ の係 の行る 提 為訴 出に訟 を よに 拒るお む損い こ害て لح のは に計 0 算 当 を事 て す者 正るの 当 た申 なめ立 理 必 7 要に 由 がな ょ 書 あ ŋ る 類 の当 き 提事 は出者 をに こ命対
- $\mathcal{O}$ 裁限 判が所 判 で 持 所 者 なに 前いそ 前  $\mathcal{O}$ 項 提た 示だ をし き書 せに る規 定 とす がる で正 き当 るな 理 こ由 のが 場 あ 合 る にか おど いう てか はの 判 何断 人を す £ る そ た のめ 提必 示 要 さが れあ た る لح 書 類 認  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 開 る ط 示 をき 求は 8 る
- 3 所 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お VV て 第 項 た だ L 書 に 規 定 す る 正 当 な 理 由 が あ る カコ ど う カン に 0 11 7 前 項 後 段  $\mathcal{O}$ 書 類

代 開 表示 7 人 又 そ 的定又はの は 当意 補 事見 示不佐者 を 定に正人の聴 に代 い争対理 L 人 が 当 訴 必 営該訟要 る業書代 で 上類理あ 人る 利開及と 益示び認 す補め る 佐る 人 کے き を 係が除は で き 事 ` 者 使 等 用( 人当 そ事 の者 他( の法 従人 業で 者あ る を い場 う 合 に 以あ 下 2 7 同 そ

な前訴 検 三 訟 証項代  $\mathcal{O}$ の理 目 規  $\mathcal{O}$ は 提 0 競 7 に 準 ょ 用 る す のを  $\mathcal{O}$ 侵 害 に る 訴 訟 に お け る 当 該 侵 害 行 為 に 0 11 7 <u>77.</u> 証 す る た  $\Diamond$ 必

害  $\mathcal{O}$  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 鑑

第 条 損 る 要 損不計 害正算 競害事の競 争額項計争た に 算に つを ょ る いす て る営 説た業 明め上 し必の な要利 けな益 れ事の ば項侵 なに害 らつに ない係 いて る 鑑訴 定訟 をに 命お じい たて と き当 は事 者 当の 事申 者立 7 は に 鑑 ょ 定 り 人 に裁 対 判 し所 が 当当 該該 鑑侵 定害 をの す行 る為

当必 にの よ 認 定

第 論害九へたに八へ 額条相めよ 密全 を 保趣立不な す 証た 拠め 調に る ベ必営 の要 業 結な 上 果事の に実利 基を 益 づ立の き 証 侵 す 害 相る に 当こ 係 لح な る 損が 訴 害当 訟 額該に を事お 認実 1) 定の 7 す性 る質損 上害 と極が がめ生 でて じ き困た る難 と で あが る認 لح  $\Diamond$ き 6 はれ る 裁 場 合 判 所に はお 11 7  $\Box$ 頭 弁 損

第

そ +秘 事 n  $\mathcal{O}$ 密 者 条秘の 既取申に 等 次 開 12 調 7/ 係 に 裁 < 提 7 訴掲判持旨証正損な さ ~ る れは出 若の  $\sum_{i}$ 訟げ所命及 の代るは令びる た 取 さ 時 L < 理事 り れ ま 項 面調若 で  $\mathcal{O}$ 人由不 は を ベ L 開 に 規 又の正 当定はい競 含 5 < 示 以 事 ず争 むれは に 補 る提 外者 よ佐れに べ出の等 る 人 に ょ き 方 さ 命 に もる  $\mathcal{O}$ 営 内 証れ法訴 令 対 該 容拠る に訟 を 当 業 L ベ 受 す に ょ 代 上 当 第 き 理け る り 当  $\mathcal{O}$ 七 潍 当 人た 該 利 لح 者 条備 該又者 営 益 第 営 は以 業 12  $\mathcal{O}$ 書  $\mathcal{O}$ 保 三面 業補外 秘 つ侵 有項に 秘佐の 密 き 害 す  $\mathcal{O}$ 当密人 者 を 疎に 当 る を に 明 規 事 が 係 営 取 第 開 がる 定者 該 業に 得  $\mathcal{O}$ 示 訴 あ 訴 秘 よ保 号 L 訟 2 訟 に て 密 ŋ 有  $\mathcal{O}$ た に 開 が す 又 規 は 追 場 お 含 る は定 な 行 示 合 VI て ま さ 営 保 す 5  $\mathcal{O}$ に な れれ業 有る 目 は 秘 的 そ た 進い る L 書 密 て備 旨以当  $\mathcal{O}$ 外 事 類がい書 を 又記た 面 命 の者 事 は載場の ず 目 者  $\mathcal{O}$ さ合閲 第 る 的 申が + れは読 で 立保  $\equiv$ لح 又 使 7 有 条又こはが 用にす 第はの同 で よる l り 営 四既限 号 き 業 項に に る り 又 で規 は決秘 の取 規 りな 定 た 当 定密 調 いすだ該 でに 定 `つ ベ るし 営 証 業 当い よら

前 示 業  $\mathcal{O}$ 秘 営 密 に 秘 基密 づ が < 当 該 事 訴 者 訟  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 追 業 行 活  $\mathcal{O}$ 目 動 的 支 以 障 外  $\mathcal{O}$ を 生 目 的 る で お使 そ 用 れ さ がれ あ 又 は 当 れ該 営 を 防業 止 秘 す 密 る が た開  $\Diamond$ 示 当 さ 該 れ 営 る 業 لح 秘 密 ょ  $\mathcal{O}$ 使 V) 用

又

は

開

制

限

す

る

必

要

が

あ

- ば前 前秘秘な項 5  $\mathcal{O}$ 規 な 定 ょ る 命 令 以 下 秘 密 保 持 命 令 لح 11 う  $\mathcal{O}$ 申 <u>77.</u> 7 は 次 に 掲 げ る 事 項 を 記 載 L た 書 面 で L な け
- れ V 令 を 受 け る き
- 持持 令  $\mathcal{O}$ 対 象 لح な る べ者 き 営 業 密 を 特 定 す る に 足

り

る

事

実

項密 各保保 号 に命命 掲 げ る 事 由 に 該 当 す 事 実 秘

4 3

- 秘 密 保保保 秘持持持持 命 令 令 は が 発 せ 密 5 保れ 却持た 場 命 令 合 をに 裁受はる け にたそ  $\mathcal{O}$ しに決 定 書 る を 即決秘 密 抗 書 保 の持 を送命 達 令 るがを さ受 とれけ がたた で時者 かに ら送 達 効し 力な をけ 生れ ず ば る な 5 な
- 5 秘秘秘 密密 命命 令  $\mathcal{O}$ 申 立 秘 7 を 下 L た 判 対 者 て対 はす 時 定 告 す き

保 命 令  $\mathcal{O}$ 消 L

第 又す十 る <del>---</del>  $\mathcal{L}$ 裁条密 判 を 所 命欠 が 密 < な保 い持 に 場 命取 0 合 令 た にの あ申 つ立 لح 立を て 7 て理 はを に由 L لح 秘た 密 者 L て 保 又 持は 裁秘 命 秘 密 令 密 が保 を保 あ持 発 持 命 し命 令 た 令  $\mathcal{O}$ 裁 を 取 判 受 に消 所 け た  $\mathcal{O}$ に 者 そ申 対は の立 L 訴 7 定を 前 訟 す 条 記 をる第録  $\rightarrow \emptyset$ のと項存 申がに す で 規る き 定裁 す判 る る所 要 訴 件 訟 を 欠 記 < 録  $\mathcal{O}$ 存

- 2 に 送秘は 達密 し保れ な持 け れ 令 ば  $\mathcal{O}$ な取至 5 消 な L い  $\mathcal{O}$ 申 9 11 7  $\mathcal{O}$ 判 0 た 場 合 はし 決 書 そ 立 て を L た 者 及 び 相 丰 方
- 4 3 密 所保保 持 命 命 令 令 を  $\mathcal{O}$ 保取取 り 消 L す  $\mathcal{O}$ を裁申 <u>77.</u> は 7 に 確 0 定い L な  $\mathcal{O}$ け裁 れ 判 ば に そ対  $\mathcal{O}$ l 7 い力は な 生 即 じ 時 な抗 保い 告 す が

7

を

る

لح

で

き

る

5 一は方 以 裁 秘 秘 条訟そ外 判密 記の に 録者 当 は持 に 該 閱対秘 秘 密 し密 保 直持 持 5 命消 命 に 令 令 が 取 判 通 秘 発 密 せ り 等 保 ら消 持れ す 命た 裁 判 令 訴 を訟 を 取に L りおた 場 消い す 7 合 裁当 に 判該お効 を営 業 7 L た秘 旨 密 秘 をに密 通係 知る 持 命 し秘 令 な密 け 保  $\mathcal{O}$ れ持 取 ば命消 な令 L らをの な受申 いけ 立 。て 7 を 11 る L 者 た 者 が あ 又 る は 相 手

訴  $\mathcal{O}$ 覧 等  $\mathcal{O}$ 請 求  $\mathcal{O}$ 知

第

つ十 定 け す 7 门 秘 民 V 密 事 秘 記 訴 密 者 訟保 部 法 持 おに で い対 あ 命 分 る  $\mathcal{O}$ 平 令 閲 لح 成が そ き 覧 八発 等  $\mathcal{O}$ は 年 せ  $\mathcal{O}$ 法 b 請 律れ 求 裁 判 後 求 第た 官直所 が百訴 はち 書 あ九 訟 号 に記 す 官 そ はか第 ベ  $\mathcal{O}$ 九 7 0 + 請  $\mathcal{O}$ 同 求 求 項 そ 秘 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条密 第 あ 申 請 保 立. 求 2 一持 た 7 の項命 旨 を 手の令 を 続決が L た 通 を 定 取 知 当 行 が 1) 事 0 あ消 者 な た 0 3 け 者 たれ そ 場 れ が た 当 合 ば  $\mathcal{O}$ 訴 な請 該に 訟 ら求 訴おを な を 訟い 除 7 11 L に < た お 当 者 11 を 7 事に 除秘者係 く密 カコ る 保 b 訴 第 持 同 訟 命項記 項令に 録 にを規に

2

前

 $\mathcal{O}$ 

場

に

裁

判

所

記

同

項

 $\mathcal{O}$ 

請

が

あ

0

た

日

カュ

5

凋

間

な

経

過

す

る

日

ま

で

 $\mathcal{O}$ 間

そ

 $\mathcal{O}$ 

請

求

 $\mathcal{O}$ 

手

定 を す 行 る 0 た ま で 者  $\mathcal{O}$ に 間 対 す る 秘 密  $\mathcal{O}$ 請保 求 持  $\mathcal{O}$ 命 手 令 続の を 申 行 7 0 7 た が 者 そ に  $\mathcal{O}$ 同 日 項ま  $\mathcal{O}$ で 秘に さ 密 記れ 載 た 部場 分 合  $\mathcal{O}$ に 閲 あ 覧 0 等 7 を は さ せそ 7  $\mathcal{O}$ は申 な立 5 7 な に 11  $\sim$ い 7  $\mathcal{O}$ 裁 判 が

3 条 前 第 項 項の  $\mathcal{O}$ 規 申 定 <u>八</u> は 7 を 第 L た 項 当  $\mathcal{O}$ 事 請 者 求  $\mathcal{O}$ を す L べた 7 者  $\mathcal{O}$ に 同 同 意 項 が  $\mathcal{O}$ あ 秘 る 密 لح 記 き 載 は部 分 適  $\mathcal{O}$ 閲 用 覧 な 等 を さ せ る لح に 0 1 7 民 事 訴 訟 法 第 九 +

当 事 者 問 等  $\mathcal{O}$ 公 開 停 止

第 が る 項 + 2 礎 で 7 に لح لح 三 き لح は な条 9 L な 当 カコ 1 て る 該 5 事 て 尋 不 尋 11 لح 事 当 陳 問 項 正 認 項 該 述 を で 競 受 争 8 を 事 を あ る 判 項 す け に 0 لح 断 に る る 7 ょ 当 き 場  $\mathcal{O}$ る 0 基 事 営 は 11 لح 合 業 礎 7 に に者 + ょ 決 لح おの 上 す 分 n 保 定  $\mathcal{O}$ 11 ベ な で 当 7 有 利 き 陳 該 は す 益 る 述 営 当 不  $\mathcal{O}$ を 営 該 正 業 裁 侵 す 判 業 競 秘 害 項 争 る 密 所 秘 に  $\sum_{}$ 12  $\mathcal{O}$ に は密 係 と ょ 尋 基 に る 問 る が づ 裁 該 訴 当 を 営 で < 判 訟 当 業 き 官 す に 公 ず 開 上 事  $\mathcal{O}$ る お  $\mathcal{O}$ 者 全 L \$ け な 利か  $\mathcal{O}$ 員の る 益 事 11 0 に 当 で  $\mathcal{O}$ 業 致っ 事 行 侵 当 活 に 者 11 う 害 該 動 ょ 7 筡 陳 に n が  $\mathcal{O}$ لح 沭 著 当 有 が 無 を そ 事 そ L 者 で に 欠 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 支 < 本 侵 き 0 当 ۲ る 障 事 11 人 害 لح 者 若 て を  $\mathcal{O}$ 12 等  $\mathcal{O}$ 生 l 有 ょ ず 適 が < 無 り る 正 公 はに な 他 開 法 0 裁  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$ 定 11 証が 圳 法 代 7 拁 明 理 を 妊  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 5 で 人 判 当 みか 又 る 断 12 該は で  $\mathcal{O}$ よあ事証基

2 3 裁裁 判判 所所 はは 前前 項項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 決 合 定 を に おす VI る てに 当 必 た 要 0 て が あ は事 る لح あ 認 5 8 カュ る U لح  $\otimes$ き 当 は 事 当 者 等 事 者  $\mathcal{O}$ 等 意 見 に そ を の聴 陳 カゝ 述 な す け ベ れ き ば 事 な 項 5 のな 要 11 領 を 記 載

面  $\mathcal{O}$ 提 示 を さ せ る لح が で き る  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 11 て は 何 人 ŧ そ  $\mathcal{O}$ 提 示 さ n た 書 面  $\mathcal{O}$ 開 示 を 求  $\Diamond$ る と が で た き

な

4 又 は 裁い 補 判 佐 所 人 は 12 対 前 L 項 後 当 段 該  $\mathcal{O}$ 書 書 面 面 を を 開 開 示 示 す L る 7 そ لح  $\mathcal{O}$ が 意 で 見 き を る 聴 < لح が 必 要 で あ る لح 認 8 る と き は 当 事 者 訴 訟 代

5 由 لح 裁 لح 判 t 所 に は 言 第 11 渡 項 さ なの 規 け 定 れ ばに な ょ り 5 当 な い該 事 当項 該  $\mathcal{O}$ 事 尋 項問  $\mathcal{O}$ を 尋 公 問 開 が L な 終 了 VI L で た 行 لح う لح き はき は 再 び公 公 衆 衆 を を退 入廷 廷 さ さ せ せる な前 けに れ ばそ なの ら旨 なを い理

第 る +兀  $\mathcal{O}$ 信 条 用 用 必 を 要 害 故復 な さ 意 措 れ又措 置 たは 者過 を 命 の失 ず 請に る 求 ょ に n لح よ不 が (Y TF. で 競 き 損 争 る 害 を  $\mathcal{O}$ 行 賠 0 償 7 に他 代人 えの 営 又 業 は上 損の 害信  $\mathcal{O}$ 用 賠 を 償 害 と L と た も者 に に 対 そ L 7  $\mathcal{O}$ 者 は  $\mathcal{O}$ 営 裁 業 判 上 所  $\mathcal{O}$ は 信 そ 用 を  $\mathcal{O}$ 営 口 復 業 す 上.

時 効

信

口

 $\mathcal{O}$ 

置

第 五消 条滅に 第二 条 第 項 第 兀 号 カュ 5 第 九 号 ま で に 撂 げ る 不 正 競 争  $\mathcal{O}$ Ď ち 営 業 秘 密 を 使 用 す る 行 為 に 対 す る 第

条

第

L

理

人

様知そ つの項 た行の る時 為規 かに 定 5 ょ に り ょ 年 営 る 間 業 侵 行 上害 わのの な利停 い益止 لح を又 き侵は は害予 さ防 時れを 効 請 に又求 よはす っ侵る て害権 消さ利 滅れは する るおそ その それ行 のが為 行あを る行 為 の保う 開有者 始者が のがそ その 時 かの行 事為 5 + 実を 年 及 継 を び 続 そす 経 過のる 行 場 た 為合 をに き行お もうい 7 者 同を

外 条国す  $\mathcal{O}$ 旗  $\mathcal{O}$ 商 業 上  $\mathcal{O}$ 使 用 禁 止

لح

第 有 て輸 玉 +す は入 玉 六 なし 旗 کے 外 5 等 11 う 何 国 国な若 類  $\mathcal{O}$ 11 L 似 人 < 官 記 庁 た 章 لح は だ 電 同外  $\mathcal{O}$ を 許 L 気 商 玉 可 標若  $\mathcal{O}$ 通 そ を لح L 玉 信 の回 L < 旗 け 外線 ては若 何た国 を 使 類 L 用似 と < 玉 通 き 旗 じ L  $\mathcal{O}$ は 等 は 7 た 4 玉 の提 商のの  $\overset{\sim}{\smile}$ 使 供 品 紋  $\mathcal{O}$ 用 を以 章 限 下  $\mathcal{O}$ 譲 そ 許 り 若 渡  $\mathcal{O}$ で 可 L 外 他 な < 玉  $\mathcal{O}$ 許 引国 11 は 記 可外 き旗 章 に国 渡 等 で 類国 L 類あ す 旗 似 0 る 等 譲記 7 行 類 渡 章 経 政似若一 済 処 記 しと 産 < V) 業 分章 を をはう 省 含商引 令 む標渡 で لح 定 L を 以 L の商 め 下 7 た標 る 同使  $\Diamond$ لح ŧ に じ用 L  $\mathcal{O}$ L 展 7 て 示 使 以 を役 し用 下 行 務 L う を 輸 外 権提出又国 限供 しは国 をし 外旗

し国 し てくの前 人き役は国項る もは務 引のに を渡紋規 提 し章定 の供  $\mathcal{O}$ す た以 限 L る 8 下 ŧ て では に  $\mathcal{O}$ なな 展外の 示 国 11 5 ほ な し紋か受 章 11 輸「 出と た 人 だ しいも う L 輸 商 品 そ 入  $\mathcal{O}$ L を  $\mathcal{O}$ 外 使 原 若用 産 玉 紋 L 地 < 章 を のは又誤 電は認 使 用 気 外 さ  $\mathcal{O}$ 通国 せ 許 信紋 る 可回章 ょ を 線を う を使な 行 う通用 方 じし法 権 てた 限 で 提商 を 有 供品同 す L を 項 る 譲  $\mathcal{O}$ 外 若 渡 経 L 玉 L 済 < 産  $\mathcal{O}$ 官 は引 業 外き 庁 省 の国渡 令 許 紋し で 章 定 可 を を譲め 受 使 渡 る け用若外

使() 7 定 使 展 用を め何と 用示 そ る L  $\mathcal{O}$ Ł 7 又 外  $\mathcal{O}$ 役 は国 外 出外政以 務 玉 を し国 府 下  $\mathcal{O}$ 提 政 等 政 は供輸府 記 外 府 等 号 玉 若 L 入 7 類が政 L < は 似用府 な若記 11 等 は 5 し 号ら記 地 でな < をれ 号 方 当 7 公 いは 電 該い لح 共 た気商るい 寸 だ通 標商 う 体 し信 と品  $\mathcal{O}$ 若 監 口 L そ 線 7 し لح 督 使く  $\mathcal{O}$ を 同用 外通 用は 若 役若 玉 じ L L 政てた務 < l 提 < 府 商 لح は 等 供品同は証 L 記 を 類 明 号 譲 若 似 用 の若 渡 L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 印 使 < Ł < はの 用 章 若 のは 引 類 許 外 き似 以 L < 可 玉 渡  $\mathcal{O}$ 下 を 政 L 商 は 行 府 品 外 記 譲若 う 等 玉 뭉 権類渡 l 政 で < 限似若 府 あ 記 は 等 を l 0 く役 有 号 類 7 を す は務似 経 半 る 引の 記 済 外 該 渡 商 号 産 玉 商 標 し لح 標 省  $\mathcal{O}$ と とた 官 い令 l 庁 7 う  $\Diamond$ で

3

た

り

玉 機 人の 標 章  $\mathcal{O}$ の商 業 上  $\mathcal{O}$ 使 用 政 禁  $\mathcal{O}$ 

可

を

け

た

き

 $\mathcal{O}$ 

限

ŋ

い

い十 七 以 下何関  $\mathcal{O}$ そ お 玉 際 7 同機 じ 関 と府止な 関間 係の が国 あ際 る機 と 関 誤及 認び さ せれ るに よ準 ず う な る 方 ŧ 法の で と L 玉 7 際経 機済 関産 を業 表 省 示 令 すで る 定 標め 章る で国 あ際 つ機 関 7 経を

しし又済 7 は産 国 業 公な入際省 な 関 で 類定 い若 L 似め た < 標る だは 章も 電 をの 気 商 行員正こ通標同 のの信 لح し 際 線 てし を 使く 関 通 用は  $\mathcal{O}$ U し類 た似 許 7 可提 商の を供品も しをの け 譲( た若渡以 L L 下 きく はは引国 国き際 こ際渡機 の機 し関 限関 類 り類譲似 で似渡標 な標若章 い章し をくと 商はい 標引う と渡 しし てのを 使た商 用め標 に لح て展 し 役示て 務 し使 用 を 提輸し 供出

لح

外 に 対 す る 不 益 の機 供 与 等

第 又務員十 前はに等八 てみ為職も を務 さに外 L < 関 せ 玉 若 す 公 る 務 約 L < を は為 等 さ をに利国回 L てせさ対 L ははなせ な 若 11 ょ L 玉 う < 際 事掲いには的の あさな禁 つせ商止受 せな取 んい引 をこに さと関せ、し せ る又て こは営 とそ業 をの上 目地の 的位不 とを正 し利の て用利 し益 金てを 銭 他 得 そのる の外た 他国め の公に 利 務 益員そ 等の を 供に外 与そ国 しの公 職務

\_ 若 等 にな げ を 11 う

府 又 は外 地国 方公は 公 務 寸 体「 のと 公 務 うに次ら 従 す

権さ査の 益れ役金一公外項そ関に条国は輸 を若 額又共国にのす 事の者機付し理のはののお申るそ何務らし機令 事総二利政い込行の人員 関与 < さは 額以益 政れ指監 の上に て名事百の関 又いさ 及分外 す はるれびの国 る £ 7 清 五の特 府のい算 十政定共員東 のる 人 を府  $\mathcal{O}$ 事事並 超又事 務業 えは務 び 際に者 にる地を 当 従で 方 行 事あれ該公 つら株共た す よる て以式団め 外 つ者 の体に そその数に外るる 若 よ国者者  $\mathcal{O}$ 者 成他事 で L n o `特 < 業 事 れれの業 は発別 るに遂の 出行の 準 行 経 資 済 法 ず に営 の株令 る当に金式に 関者た従額のよ と *(*) 事を う り L 直ち設 いし うて外て接議立 政 国いに決さ 令  $\mathcal{O}$ る所権れ で政 £ 有のた 定府のさあも め又をれるの いるはい 株の て者地 う又式事 方 はの務 公 役総に 共の員数従 团過 《 若 事 体半取しす か数締くる らを役は者 特任、出 に命監資

兀 事 条用に外す国 際 府 政 間  $\mathcal{O}$ 玉 機 関 に 7 構 さ 玉 際 機 を 次 号 に お 同 じ  $\mathcal{O}$ 公 務 に 従

五  $\mathcal{O}$ 除従国る す政 る府 者若 L < は 地 方 公 共 寸 体 又 は 玉 際 機 関  $\mathcal{O}$ 権 限 に 属 す る 事 務 で あ 0 て れ 5  $\mathcal{O}$ 機 関 カュ 5 委 任 さ n た ŧ

第外

第  $- \mathcal{O}$ 各 九適  $\equiv$ 条 材項不か ら 競 第 号 争 +  $\mathcal{O}$ 五 物第区条 分 ま で 応 第 7 名三当十 称号該一 で及各条 つ第に第 十 定 二 五め項 る 第 通に行六 名揭為号 称げにに るつ係 な不いる っ正て部 た競は分 を 適 除 しい及 75 第 + <u>-</u> 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 次

う 料 条 掲 又第げ は一る 料第正 لح す る  $\mathcal{O}$ 原号に 産 地第じ O +あび号 7 普 号 لح 争 ŧ  $\mathcal{O}$ を商用 除品 く若な < 若は し営 く業 はの 同普 一通 若名 し称 < \_ はぶ 類ど

るて商れ似 方提品るの 供 方商 す 譲 法 品 る渡 で若 示 行 使し 用く 為 同 き 又 項 渡 若 第 L 十 くつ 譲はい 号 渡 表て 及若 示 慣 役び L を用 第 < 十は n 五引 又て 号渡はい 12 L 普 る 掲の 通商 げた 名 品 るめ称等 不に 等 表 正含正展 を示 競む競示普へ 争 通 以 に下  $\mathcal{O}$ 場 輸 用 Ж い普 合 にし ら通 あ れ名 つ輸 る称 て入方等 はし法し でと 普若使総 し用称 通 くしす 名 る 称は 等電若 を気し 普通くを 通信は普 に回 表通 用線 示に いを を用 ら通 しい れじたら

法

で

表

を

L

は

用

L

7

務

す

る

行

為

を

使電目的 第用気的 第 し通 で他 て信 な人 条 役 口 < に 第 務 線 使 損 項を を 用害 項 第 提 通 第 し を 供 じ た加 す て商え 号 る る 提 品 掲 行 供 を目 第 使 為 す 譲的 るを る渡そ 号 不含行 しの及 他び 引の 第 同き不十を 号渡正五提 にしの 号 供 目に 掲 げ譲的掲 る渡を げ 不若いる う 正し 不 競く 争は以 の引下 場渡同 合しじ 自  $\mathcal{O}$ 己 に あた)  $\mathcal{O}$ つめで氏 てにな名 は展く を 示 使 不 自し用正 己 10 輸 目  $\mathcal{O}$ 氏出又的 名 しは 自不 を 輸己正 不 正 入のの し氏利  $\mathcal{O}$ 名 益 目 的若 を を し不得 で なく正る

くはの目

兀 めく 類 しを示 く不と に 使 似 第 展 用の は正同 し商条引の一 条 L 品第渡目若 第 又 等 的 L \_ L < は表項 ので 輸 そ 示第たなは 出 を L  $\mathcal{O}$  $\otimes$ < 類 商使号に使似 号 12 輸 品 用に 展用の 入 す掲示し商 等 L るげ 品 げ 表 L 者 る 示 又 等 輸は表 を 又 不 不は正出そ示正む為 L 正そ競 しのを 競 商使争 争はのの争 電 目 商 輸品用 はか次気的品他 入 等 す 他 る で等 人 L 表 人 な表の 示 者  $\mathcal{O}$ く示商 若 を又商 使に品 し不は品 < を 用 係 正そ 等 等 L る表 はのの表 た 業 電目 商 じ 示 示 7 商務 が 気的品が を 品 著 通 で 等 需 を承名信な表 要 す 譲継に 回く示 者 る渡しな線使に  $\mathcal{O}$ した を用 間 行 る 係 者前通 為 L る に 引が じた 業 広 カュ きそら て商務 < 渡のそ提品 を 認 し商の供を承識 品商 す 譲 継 さ 譲 等 品 る 渡 し れ 渡表等 た 行 L る 若示表為 者 前 を示 引 が L カン < きそ 不と 6 は正同 渡の そ し商 引  $\bigcirc$   $\rightarrow$  $\mathcal{O}$ 渡 目 若 品 商 的 譲 等 品 でく 渡表 箬  $\mathcal{O}$ 若示表 たなは

五. イ 第 日 人品本条示 を国第 譲内一 渡に項 お第 11 て号 最 に げ に 販 る 売 不 若 さ正 若れ競 した 日 らの通 渡起い信 算ず回 しれ線 て カュ 三に通 年 掲 る提 り示経 し為 に 7 そ  $\mathcal{O}$ 商 品  $\mathcal{O}$ 形 態 を 模 倣 l

<

た

貸

し

L

譲

<

貸

L

た

 $\otimes$ 

輸

入

口 他商 商 品  $\mathcal{O}$ 商 で あ 묘 譲 る  $\mathcal{O}$ 渡 形 لح 若 熊 L を を < 知模渡初掲 は ら倣 貸 ず L 渡 た か商渡  $\mathcal{O}$ 0 品 を  $\Diamond$ 知 譲 に 5 り 展 な 受 不示い け た لح 者の に 輸 そ 出 0 き のに 重譲展をげ 大 よはな受し過行供 過 け 輸 入 失た輸た す が時出商 るな にし品 行 そ 11 為者の又つ に商はい 限品 るが 他す 人る がの行 そ商為 の品 商  $\mathcal{O}$ 品形 を 態 譲を 渡模 し倣

に 第 渡 秘 項 に 第 0 几 묶 11 カン 7 不 5 正第 開 九 示 号 行 ま 為 で でにた 掲 あ る げ る 又 正 は競 そ  $\mathcal{O}$ 取 引 秘 に又 密 に 0 7 営 11 業 7 秘 不 正密 取を 得取 行 得 為し 若た し者 < \_ はそ 不の 正 取 開得 示 し 行た 為時

たが 権介 原在  $\mathcal{O}$ 範た 用 لح 内 に を お知 いら 7 そ のか 営 秘 知 密 b をな げ使い る用 L に 又 0 開 重 す な な VI 者 に 限 る が そ  $\mathcal{O}$ 取 引 に ょ 0 7 取 得

七 く条 は第 記 憶 項 条 L 第 第 た +機 号 項 器 及 第 を び + 譲第 뭉 渡 及 び 、号 第 引に十 き 規 渡定 号 す に L る掲 装 譲 渡置 若若 不 L し正 < く競 はは争はき  $\mathcal{L}$ 引 渡れ技示大 ら術 L  $\mathcal{O}$ の的る過 た号制行失 めに限為が に規手 展定段 示す  $\mathcal{O}$ しる 試 プ 験 輸口 又 出グ は ラ 研 4 究 若をの し記た < 録め はしに 輸た用 入記い し録ら 媒れ 又体る は若第 当 L

2 を 各 付号前該 若前すに項プ 第 ベ 掲 き げ る 号 لح 行又ム を 為は 掲請の第 求 区 分号通 す る にに 応 掲 回 لح じ げ てる が 当行通 で き 該為 各に 号よ提 に 2 定て め営 る業行 上為 者 にの 対 利 し益 を 自 侵 己害 のさ 商れ 品 又又 はは 営 侵 業害 لح さ のれ 混 る 同お をそ 防れ ぐ゛ が のあ に る 適者 当は な 表次 赤の

口

グ

ラ

を

電

気

信

線

を

じ

7

供

す

る

渡 L 項 < 第 は 引号 渡に し げ  $\mathcal{O}$ た る め行 に為 展 示 自 己 L  $\mathcal{O}$ 輸氏る 出名 しを 使 入す しる 者 又( は自 電己 気の 通氏 信名 回を 線使 を 用 涌 し U た て商 品 供 を す 自 る 6 譲 を 渡 含 引 き 渡 譲

展係 示る前 し業項 務 第 輸を 出承号 継に L 掲 輸た げ 入者 る 行 そ 為 又の は商他 電品 人 気 等  $\mathcal{O}$ 通表商 信示品 を 口 等 線使表 を用示輸用 通しと じた同 て商 提品又 供をは 自類 す る ら似 者 譲の を渡商 含 し品 む 等 。引表 き示 渡を し使 用提 す 譲 る 渡 若者 し及者 < U はそ 引  $\mathcal{O}$ 渡商 品  $\mathcal{O}$ 等 た表 め示 にに

経 措 置

る 済 経 産 十 業条過 省 措 令こ 置 を での 法 含 むそ 律  $\mathcal{O}$ 制規 を定定 定又に めは基 る改づ こ廃き とに政 が伴令 で い又 き合は る理経 的済 に産 必 業 要 省 لح 令 判 を 断制 さ 定 れし る 範 又 囲は 内改 廃 に おす いる て場 合 所に 要お  $\mathcal{O}$ V 経 7 過 は 措 置そ  $\mathcal{O}$ 罰 政 則 令 に 又 関 は す 経

十 罰 す 条 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カン に 該 当 す る 者 は + 年 以 下  $\mathcal{O}$ 懲 役 若 l < は 千 万 Щ 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に 処 L 又 は れ を 併

又 業 正正 は不る一則過 T T ク ク 人正 密 セセ をの を 取ス ス 脅 利 得 行 行 迫 益 為 為 す を L た を る得 者い不行 る う正 為目 T を的 ク いで そセ う のス 又 他行 以は  $\mathcal{O}$ 為 下そ 保  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 有 禁 の保 者 止 条 有  $\mathcal{O}$ 等 に者 におに 管 関 理 い損 を す 7 害 害 る 同を 法 じ す 加 る律 え 行 る 為 平又目 を成は的 い十 管 で う <u>一</u> 理 年 侵 詐 以法 害欺 下 律 行 等 第 為行  $\mathcal{O}$ 百 (為 財( 条 に十物人 お八 のを い号 窃 欺 て 取き 同第 三 施人 条設に に へ暴 に規の行 よ定 侵を す り 入加 る え 営 不 不

- 加 え詐 る 欺 等 目 的行 で 又 使は 用 理 侵 は 行 為 示に ょ L た 1) 取 得 た 営 業 秘 密 を 不 正  $\mathcal{O}$ 利 益 を 得 る 目 的 で 又 は そ  $\mathcal{O}$ 保 有 者 に 損 害
- そ 営  $\mathcal{O}$ 営 秘 業 密 秘 を 密 保  $\mathcal{O}$ 有 管 者 理 かし に 5 係示又害 る さ 任れ開 務 た に者 背 で あ者 0 さ次 7 い不 正 はれの 記か利 録に益 撂 を れげ得 る る 文 方 目 法 的 で で そ 画の又 営 は そ  $\mathcal{O}$ 録 密 保 媒を有 体領者 得 に 損 た 害 者 を 加 え る 目 的 で
- 1 お 営 11 7 業 同 秘 U 密 記 録 媒 体 営 等 営 秘 業 秘 し化密 が 体 はさ記き 載 に物れの 件 又ず を 領 る さ た 書 义 又 は業 記 秘 を 11 う 以 下  $\mathcal{O}$ 号 に
- 口 成 す 営 る 業 秘 لح 密 記 録 媒 又 体は 等 の業 記 載密 若が < 記れ 録た 0 11 て横 又す は 営 業 秘 密 が 化 体 さ れ た 物 件 に 0 11 て、 そ  $\mathcal{O}$ 複 製 を 作
- ハ L 営 た よ業 う 秘 に密 仮 記 装 録 す 媒 る 体 等  $\mathcal{O}$ 記 載 又 は 記 録 で あ 0 て 消 去 す べ き ŧ  $\mathcal{O}$ を 消 去 せ ず か 0 当 該 記 載 又 は 記 録 を 消 去
- 兀 秘る 営密 方 営 業  $\mathcal{O}$ 法 管 秘 に 理 ょ 密 をに ŋ を 保 保係 領 る 得 有 任 L 者 か務た カゝ 営 らに 5 示 と 業 き さ 秘 密 れ を た 者 不 で 正 あ 員 又  $\mathcal{O}$ 0 は利 7 開 益 を そ 示 L 得  $\mathcal{O}$ 取た る 営 目 業 的秘 密 で  $\mathcal{O}$ 又 管 は理 そ に  $\mathcal{O}$ 係 保 る 任 有 者 務 に に 損 背 害 11 を 7 加前 え 뭉 る イ 目か 的 ら で ハ ま そ で  $\mathcal{O}$ に 営 撂 業げ
- 五 (保又 前 有は 業 号 者 に に れ秘 掲 損 5 密 げ 12 害 る を 潍 者 加 ず 有 を え る 者 るか除る者 目 を 的い示背 う。 さ で れ そ次た使  $\mathcal{O}$ 号そ用 営 にのし 業お役 秘 11 密 7 の同理 事 管 U 理  $\overline{\phantom{a}}$ 12 係又締者 るは役 任従 務業執 に者行 背で役 き あ 業 0 て務 そ  $\mathcal{O}$ を 営 不 執 業正行 秘  $\mathcal{O}$ す 密利 る を益 社 使を 員 用得 る監 目 事 又 的 若 は で l 開 < 示 又 は は 監 たそ 査 者の役
- 六 用込保 不し み有 営 業 を 者 に 秘 又 は 損 密 開 害 を 又 を 保 は 示 そ 加有 し た  $\mathcal{O}$ え者 営 者 業 目 5 第 秘 的 示 兀 さ 密 で 号 れ  $\mathcal{O}$ はに 使そた そ掲 用のそ げ 若在の る 職役 し < 者 中員 を はに又 除開 は く示そ従 に の業 9 営者 業 で 11 て秘あ 密 請 0 託のた 管 者 を 受 理 で けに あ て係 0 る て そ任 の務 不 営 に正 業背  $\mathcal{O}$ 秘い利 密 7 益 そ を を そ  $\mathcal{O}$ 得 の営 る 職業 目 を秘的 退 密 で いの た 開 又 は 後示 そ に  $\mathcal{O}$ 使申の
- 2 七 次 て 正 秘  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 密 利 的い を 益 ず 取 を もれ 得 得 カコ L る てに 7 目 該 的 そ で す  $\mathcal{O}$ る 営 又 者 業 項は秘 密  $\mathcal{O}$ 保 を 一五 年 使 有 又 以 用者 に 下 L  $\mathcal{O}$ 損 懲 又 害 役 は を 開 若 加 示え < る L はた Ħ 五者的 で 正万 第 \_ 以 号 下 又  $\mathcal{O}$ 罰 は 金 前 三 処 号  $\mathcal{O}$ 罪 又 に 当 は  $\mathcal{L}$ た n る 開 を 併 示 科 に す ょ る 0
- 他不の 人正  $\mathcal{O}$ 著 目 名 な を 商 0 表 第 示 に 条 係 第 る 信 第 用 若 号 L < は は 第 名 声 + を 号 利 用にし 掲 L 7 げ る 不 正不百  $\mathcal{O}$ 利 競 円 争 益 を な 得 行 る 2 目た 的者に で 又 は 当 該 信 用 若 L <

は

商不声 正を の害 利す 益る 目 役 得 的 で 第 で条 第 項号 第に 三掲 揭不 げ正 競 不 争 正を 競行 0 行 者

を る 目 的 第 る 0

を 造品 た 方 若 者 法 L < 用 は 途 若 務 若 L < L げ は < 数は 量 そ 又の条項 除は広第第 そ 告 の若 役 L 務 < のは号げ 質取にる 引 内に 容用 11 用る 途 書 若 類 争 し若をた くし はく 数はた 量通者 に信 つに いそ ての 誤商 認品 さの せ原 る産 よ地 う な品 虚 偽 の内 表容

秘 命 令 に し 者

示

L

第

号

に

掲

る

者

を

<

六 五 十 + 第

4 3 び条持 第 五七違 号 条 反 の又 でな一 公 定 提 反 若る者 で き 1

さ れ第第 た一一第 時項項十密 に第及六保 日 本号前 国又項第 内は に 第 お四 号 11 てか罪はた 管 らは第 理 第 さ七告八 れ号訴条 まが 7 11 た のけ項 営 罪れの 業はば規 秘 密詐訴に に欺を違 等 0 い 行 起 し て為すた 日し 本くと 国はが 外 管 に理 お侵な い害 て行 ک 為 れが 5 あ  $\mathcal{O}$ 0 罪た を時 犯 又 しは た保 者 有 に者 もか 適 ら 用示

5 る るい る罪 を 犯 に 用 す

す

6 う 第 第 二 二 項項 第 第 六 五 号 号  $\sim$   $\mathcal{O}$ 第罪 十は 八 条 日 第本 一国 項外 にに 係お 部て 分同 に号 限の のし 罪た は者 刑も 法 適 明 治る 兀 + 年 法 律 第 兀 + 五 号 第 三 条  $\mathcal{O}$ 例 に

従 う

第

7 第 及 人第 代項 表の 者 規 又 定 しそ  $\mathcal{O}$ 人の 代則 人適 用

前 条 十 第二一 一条項 項 人 に 第法び  $\mathcal{O}$ L 7 三 第 億 Н 号 若はは 下 し法 く人刑  $\mathcal{O}$ 罰 は若法 第 < 七 号は他 を 又 そ はの罰  $\mathcal{O}$ 第 人 二理の 項 に L 掲使を げ用妨 る人げ 条 規そな  $\mathcal{O}$ 定のい 罰 の他 金 違の 反 従 を 業 行 為者 す をが る し たそ との き法 は人 又 行は 為人 者の を業 罰務 すに る関 ほし カン

係 る前そ 同項の 条の法 第場 7 ŧ  $\equiv$ 合 項に対 のお を 告 11 7 生 訴 ず は る 当 そ 該以 ŧ の行 لح 法 為 す 人者 又に金 は対刑 L 7 に 対し した て前 も条に 効 第 対 力 を項て 生 第 本 号 そ 第  $\mathcal{O}$ 法二刑 人 号 又 及 科 はび 人 第 に七 対 号 並 し てび しに た 第 告 訴 項 は第 五

当号

該の

行 罪

為に

3 を 第に 一対 る 項し 場  $\mathcal{O}$ 規 定効 に に力 お け ょ る ŋ 前 時 効 条  $\bigcirc$ 第 期  $\rightarrow \emptyset$ 間項 第 は れ ら第  $\mathcal{O}$ 規号 定若 のし 罪く には つ第 い七 7 号 の又 時は 第 効  $\mathcal{O}$ 期項 間  $\mathcal{O}$ に 違 よ反 る 行 為 に 0 き 法 人 又 は 人 に 罰 金 刑

第刑 事 編訴 訟 法 昭 和 + 三 年 法 律 第 百 + 号 抄

第 編 第 審

第 章 第二 章

略

第 第 章 公 判

節 節 争 公点略 及 び

第 款 判 前 整 証 理 拠 手 の 続 整 理 手

続

第 二 一 目 目 争 点 略 及

び

証

拠

 $\mathcal{O}$ 

整

理

第

百

六

条

 $\mathcal{O}$ 

+

第

百

六

条

+

第  $\equiv$ 目

第 節 款 • 五 第 節 三 款 略

略

第 兀 章

第

(

第

第  $\equiv$ 十 編 5 条第 七 検 編 略 略

百 証 五 七 察 官 被 人 又 あは 弁 人  $\mathcal{O}$ 問 に 77 5 会 う لح ちが で き

る

ば な 人 5 尋 な問 11  $\mathcal{O}$ 日 但 時 及 び 場 れ所告 らは  $\mathcal{O}$ 者 5 が あか護 5 じ かめは じ め前証 裁 項 判  $\mathcal{O}$ 所規 に定 <u>\f</u> に ち ょ り 会 わ尋 な問 いに 意 立 思 を会 うこと 明 示 L が たときは で き る 者 12 のこ 限れ ŋ を で 通 な 知 L な

3 略 2 第

れ

第 百 八 条

2

3

察

官

被

人

弁

護

人

5 な前五 い項十  $\mathcal{O}$ 場 合 に は略 裁 判 所 は あ 5 か じ 8 検 察 官 被 告 人 及 び 弁 護 人 に 尋 問 事 項 を 知 る 機 会 を 与 え な け れ ば な

第 百 五検 + 九 裁告 判 はは 検 察 官は 被前 人の は問 護項 が附

条 L

 $\mathcal{O}$ 7

証

尋 要

人必

問な

に事

立項

わ問

か請

尋

を

求

す

る

 $\sum_{}$ 

が

で

る。

5  $\mathcal{O}$ 

会

な

0

た

とき

は と

<u>\\ \</u>

5 き

わ

な

か

0

た 者 証 条 人  $\mathcal{O}$ 供 述所又  $\mathcal{O}$ 内 容 を 知 る 機 会告項 を 与 又 尋 え な弁事 け れ人に ば な前加 5 な

2 3 略

第 百 七 +  $\equiv$ に条

略

2 公 判 期 日 は 被 告 人 を 召 喚 な け れ ば な 5 な

け

3 百(

第 力 を 七略 有 す 兀 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 構 内 に い る 被 告 人 に 対 L 公 判 期 H を 通 知 L た と き は 召 喚 状  $\mathcal{O}$ 送 達 が あ 0 た 場 合 と 同  $\mathcal{O}$ 

第 百 九 + 検 察 官 は ま ず 起 訴 状 を 朗 読 L な け れ ば な 5 な 11

2 3 略

第 百 九 + 五. 条 略

2 3

4 る 察 前弁官裁 護 に 判 士 9 所 会 いは略 又 7 はは 前 当 日 三 本 該 項 弁 検  $\mathcal{O}$ 護 察 規 士 官 定 連 を に 合 指 ょ 会 揮 る に 監 命 は通督 令 知 す を る 受 権 け 適限 た 当 を 検 な 有 察 処 す 官 置 る 又 を 者 は と に弁 る 護 ベ弁 士 き 護 で  $\sum_{}$ 士 あ لح で る を あ弁 請 る 護 求 弁 人 す 護 が る 人  $\sum_{}$ に れ لح 0 に が 従 11 で 7 わ き はな 当か る 該 0 弁た 護場 士合 のに 所は 属 す検

5 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 請 求 を 受 け た 者 そ  $\mathcal{O}$ لح 0 た 処 置 を 裁 判 所 に 通 知 L な け れ ば な b な 1

第

すか きる じ 百 三略はにめ九 + 9 い相九 のて手 条 は方 に 検 あ対察 官 5 L いか U そ 被 めの告 氏 人 相名又 手及は 方び弁 に住護 こ居 人 を が れ を知証 る 閲 人 覧 機 会 す 鑑 るを定 与 機 人 会え を な通 与け訳 えれ 人 なば又 は け な ら翻 れ ばな訳 ない 人  $\mathcal{O}$ 5 な証尋 拠 問 11 書 を 請 但類 又 求 は す る 相証 手 拠 に 方 物 9 にの 11 異 取 7 議 調 は を  $\mathcal{O}$ な請 あ い求 6

限

ŋ

で

な

第三 第 判求 L 百 物 百 た 五に 者 条 9 7) に 検 て公 察 は 判 れ 官 を 潍 朗 裁 備 読 被判 に さ告所 お せ 人は 11 な 又 7 け は 公 L れ弁判た ば 護 期 証 な人 日 人 らの 12 そ るな請 お  $\mathcal{O}$ 求 11 1 他 に 7  $\mathcal{O}$ 但よ 証 者 り 拠 L  $\mathcal{O}$ 書 尋 裁証類 間 判拠 又 長書は検 は類証 証 の拠 自取物押 5 調 لح 収 を L 及 す  $\mathcal{T}$ れ び る 捜 を 朗にれ 索 読つ を  $\mathcal{O}$ い取 結 て り 果 又は調 を は ベ 記 陪裁な 載 席判 け L の長れ た 裁はば 書 な 判 面 そ 官 5 並 若のな U 取い に し < 調 押 はを 収 裁請

- 2 は 裁 裁所 判 判 所 所 書 が 記 職 権 に で れ 証 朗 拠 を 書 朗 類 読 さ  $\mathcal{O}$ せ取 調 な を け れ す る ば に な 5 9 な 11 11 7 は 裁 判 長 は 自 5 そ  $\mathcal{O}$ 書 類 を 朗 読 L 又 は 陪 席  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 若 L
- 3 5 が条略

書

記

に

۲

れ

を

読

さ

せ

る

لح

が

で

き

第 百 +

2 被 告 人 任 意( に 供 述 を す る 場 合 に は 裁 判 長 は 何 時 で ŧ 必 要 す る 事 項 に 0 き 被 告 人  $\mathcal{O}$ 供 述 を 求 8 る لح

が

で

きる

3 陪 席  $\mathcal{O}$ 裁 判 官 検 察 官 弁 護 共 同 被 告 人 又 は そ  $\mathcal{O}$ 弁 護 人 は 裁 圳 長 に 告 げ 7 前 項  $\mathcal{O}$ 供 沭 を 求 8 る لح が で

第 れ た 百 訴 十 因 は又条 は 罰裁 条 判 の所 追は 加 検 撤察 口 官 又の は請 変 求 更が を あ 許 る さ لح き な はけは n ば公 な 訴 ら事 はな実 NO 同 性 を 害 L な 11 限 度 に お 11 て 起 訴 状 に 記 載 さ

2 る 裁 判 所 審 理  $\mathcal{O}$ 経 過 に 鑑 4 適 当 لح 認  $\emptyset$ る لح き 訴 因 又 罰 条 を 追 加 又 は 変 更 す ベ き と を 命 ず る لح が で き

人 に 通 知 な な 5 11

3

裁

判

所

は

訴

大

又

は

罰

条

 $\mathcal{O}$ 

追

加

撤

口

又

は

変

更

が

あ

0

た

と

き

は

速

B

カン

に

追

加

撤

口

又

は

変

更

さ

れ

た

部

分

を

被

告

4 被裁 告判 人所 又は L は 弁 け 訴 護 因 れ 人 又ば は  $\mathcal{O}$ 罰 請 な 求 条 に  $\mathcal{O}$ ょ 追 ŋ 加 又 決は 定変 で更 に 被 ょ 告 n 人被 に 告 充人 分  $\mathcal{O}$ な防 防 禦 禦 に  $\mathcal{O}$ 実 準 質 備 的 を な さ 不 せ利 る 益 た を  $\Diamond$ 生 ず 必 要 る な虞 期 が 間 あ 公 る 判 لح 認 手 続 8 を る 停 لح 止 き は

十 第 目 争 点 は及 び 証 拁 がの 整 判 理

第

な

け

れ

ば

な

5

な

11

取に を 拠 調 送 に 百 載 べ付 ょ + す を L n 六 る 請 な 証 条 求 け 明  $\mathcal{O}$ لح す れ L が る ょ ば で 意 な う 思 5 لح き 検 な のな す 察 1 る な しい 官 1 事 ک 実 資 料  $\mathcal{O}$ を 事 場 件 に 1 基 合 う 公 づ に お以 1 下 て 11 前 て同 整 じ 裁は 理 判 手 所 当 続 に 該 を 12 書 事 記 付 件 面載 さ 12 に L n 0 はた た 書 と 11 7 証面 き 偏 拠 を は لح 見 裁 又 す そ る は 判  $\mathcal{O}$ ک 予 所 証 لح 断 に 明 を が提 予 生 で出 定 ľ き 事 ず さ 実 及 せ る 又び 公 お は 被 判 そ 証告 期 拠 れ  $\bigvee$ 日 لح 又  $\mathcal{O}$ に あ L は お 7 弁 る 11 そ 事 護 7 項の人 証

3 2 前検記 察 項 の官 規は 定 に前 ょ 項 ŋ  $\mathcal{O}$ 証 証 拠 明 の予 告取定 調 事 実 ベ を を 証 求 明 す す る る にた つめ いに て用 はい る 第 証 拁 百の 第九取 + 調 ベ 条 を 第請 求 のな 規け 及定れ びはば 送適な 用 5 しな びない 1)

4 裁 判 所 は 検 察 官 及 び 被 人 又 は 弁 請 護 人  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 1 た 上 で 項九  $\mathcal{O}$ 書 面 の項 提 出 付 並 に 第 項  $\mathcal{O}$ 請 求

 $\mathcal{O}$ 期 限 を 定 8 る t  $\mathcal{O}$ لح す る

に

開

l

な

第 よに 百 六 11 条 T 示 を は  $\mathcal{O}$ + 兀 な 谏 け B 拠れか検 に 察 官 被 ら は 告 証い人 前 又 条 は 第 弁 護 項 人  $\mathcal{O}$ に規 対 定 に ょ 次 1) の取 各 調 号 ベ に を 撂 請 げ 求 る 証 た 拠 証 の拠 区 分以 に 下 応 検 察 当 官 該 請 各 求 号 証 に 拁 定  $\Diamond$ لح る VI う 方 法

証る 拠 類 又 は 証 ば 当 該な 拠 書 類 又 は 証 拠 物 を 閲 覧 す る 機 会 弁 護 人 に 対 L て は 閲 覧 カ 0 謄 写

す

る

める 録 る 内媒供 لح 容体述 き がでを鑑与 十人に 明あ録定え あ らつ取人 つか 7 し 7 に供た通 ては な述書訳 る を 面 人 そ £ 記で 又 閲のの録供は し述 翻 当た者 しが 訳 公 該もの人 供の署 定つ期 述を名そ 日 録い若  $\mathcal{O}$ よ謄に 取 う し氏 写 お 書 < 名 開すい 等以は及 7 が 下押び 存同印住 在じの居 述 す L あを る な る 知 いのもる 以え思 کے うの機 き ち又会 す はを る又そ映与 内はの像え 容こ者若 のれが しか 要 を公くつ 閲 判は 旨 を覧期音 そ さ 記 日声の 載せにを者 るお記の L た い録供 لح 書 7 す 沭 面が供 る録 相述 取 を当 す 閲 でるが なとで 覧 すい思き 供 る と料る述

対

し

は

五四三二一てしたい型 めての百機認す記 い十会 証 検 相 に 当 被ず六 当 にい察察掲百百百物官と該告れ条弁 は認開 人かの護 め示又に 五に 必る をは該 要と す 弁 当 ときる 護 し 検 認は 人 察 لح  $\otimes$ かか官 る速のらつは とや 開 必 きか要 前覧者 示 特 はに性の定 条 の請の  $\mathcal{O}$ 開同程求検規が判 示条度 が察 並 に の第 あ官 時 一 てド つ請 期号 に る た求 当 場 若に 証 し定 該 合 拠 示る < め開にのを機供 はる示お証 し会 方方にい明た 法 法 ょ て力証を をに 0 を 拠与と 指よ そ判 7 定る 生の断外る料 じ重すのこ し開 示る要る証と 又をお性た拠 はし そのめで 条なれ程にあ 件けの度重 2 をれあそ 要 7 付ば る ので 弊 他 すな あ次 る 5 害  $\mathcal{O}$ るの な 被  $\mathcal{O}$ と各 لح 内 告 認 묽 0 が 容 人めに で 及  $\mathcal{O}$ ら 掲 き び 防れげ  $\mathcal{O}$ る 場 程御 る る 合 度  $\mathcal{O}$ ŧ 証 を 準の に 拠 お考備にの い慮のつ類

拠 察

第 す  $\mathcal{O}$ 結 果 を 記 載 L た 書 面

+++ 条条条 第 第 四三二 項項項 ににに 規規規 定定定 すす るるる 書書裁 面面判 又又所 はは又 ここは れれ裁 にに判 準 準 官 ずず るる検 書書証 面面の

次第 げ 人の 供 沭 録 書 等

官 لح L 7 し問

ロイ 号な検検に 場 官 合ががる に取証者 もは調 ベ を 察 請 のか官求尋取 が 無被証たを 告人供請 関人と述求 録し る外て取た 書者 述者問等 をのをの 内供請供 容述求述 と録す者 で こあ لح 0 のでをて つ定当 し該 て供 検い述 る録 も取 がの書 筡 が 第 百 + 六 条  $\mathcal{O}$ 同 意 が さ

接 証前れ ょ 撂 Ď げ لح る す る  $\mathcal{O}$ 事の検 実ほ 有 に 以し す 供の尋 す 取る る書 箬 ŧ あ予 7 察 官 特 定  $\mathcal{O}$ 検 察 官 請 求 証 拠 に ょ V) 直

人  $\mathcal{O}$ 況 供 沭 録

八七 付 け取被 ~ れ 7 状 る  $\mathcal{O}$ 記 面绿取 でに あ関 つす てる 潍 身 則 体に の基 拘づ 東き を 受検 け察 て官 い る検 者 察 の事 取務 調官 ベ又 には 関司 し法 警 そ察 の職 年 員 月が 日職 務 時 上 間作 成 場す 所る そこ のと 他を

の義

取 務

被調 人の 又 状 は況 護 記 人録 はし 開被 示 告 に 求係 る  $\mathcal{O}$ とに 限

2

で

あ

る

کے

 $\mathcal{O}$ 

他

被

告

御

 $\mathcal{O}$ 

備

 $\mathcal{O}$ 

た

8

当

開

が

要

で

あ

る

項 各 号 弁を 掲 げ る 検 拠 前 の項の 類  $\mathcal{O}$ 型 び  $\mathcal{O}$ 開 請  $\mathcal{O}$ を す 求 る き るはる 証 な に 别 げ す る る 項 足 な る 5 に 1 な n ば な 6 な

 $\mathcal{O}$ 関事前告べ 係 案 そ  $\mathcal{O}$ の内 他容に  $\mathcal{O}$ 事 特 情 定 に の証 照 ら察 L 官 請 当 求 及 該 証 開 拁 示に示  $\mathcal{O}$ 対 請応請 求 す に るに 係 証係 る 明 子 証 拠 定 拠 次 が事 当実識 該 検 開 察 示 官 のに 請 請 証に 拠 係 事 のる項 証 証 明拠 力と 当 を 判 該 断検 る 官 た 請 め求 に証 重 拠 لح

裁条四百 る判の及十 所同び六 前条 は意 を 条  $\mathcal{O}$ 第十そ 検す 察 る 一六 官か項 どの被の 及 びう 規告 被か定 人 告又に又人 人は ょ はの 又 そ る弁防 開 はの 護 弁 取 示 人 護調 を は準 す 人べ ののべ 第 意請 き 見求証百 をに拠十に 聴関 の六 L 開条該 異 た 示の 十 示 上議 を で が 受  $\equiv$ 第必 なけ 前いた と項 項か  $\mathcal{O}$ سلح き  $\mathcal{O}$ うは書 意 見か 面理 をの検の由求求 明意 察送 ら見 官付 かを請を に明求受 す ら証け べか拠 きににか 期しつつ 限ない をけて第 定れ =めば第百 三十 る な ら百六 な二条 がい十の

で

き

対 実 十 しそ四百 の及十 他び六 れの第条 を 公三  $\mathcal{O}$ 判 百 十 明 5 期十七 か日六 にに条被 おの告 L ない十人 け て五又 第は れ す ば る一弁 こ項護 な 5 との人 なを規は 予 定 11 定に 第 L ょ る百  $\mathcal{O}$ 7 場 い開十 合 る示六 に事を条 お実す  $\mathcal{O}$ い上べ十 て及き  $\equiv$ はび証第 法 拠 第 律の項 上開  $\mathcal{O}$ 百の示書 十主を面 六 張 受  $\mathcal{O}$ 条がけ 送 のあた付 十る場 を と合受 三 きにけ 第 はお 項 いか 後 裁 段 判 の所そ 第 及の  $\equiv$ 規 定 び証 百 を 検明 +察 予 準 六 用官 定条 に事の す

2 け の裁れ被 告 な 人 又 ら な は め検い弁 護 人 及の は び場 被合 前 告に項 人おの 又い証 はて明 弁は予 定 人第 事 三 実 意百が 見十 あ を六る 聴 条 لح き NO た十は 上 三 で第 三れ 第項を -  $\bigcirc$ 証 項規 眀 の定 す を る 張 準 た を用 8 す に る 用 VI る 証 拠  $\mathcal{O}$ 取 調 ベ を 請 求 L な

3 求 期判ば 限所 を は 定 察 る 官 と が で き はる 護  $\mathcal{O}$ 主 眀 6 カコ に す ベ き 期 限 及 てバ 前 項  $\mathcal{O}$ 

百 証証官十 人拠に六 書 対 条 類  $\mathcal{O}$ 又 + 人は次八 証  $\mathcal{O}$ 拠 各 被 告 号 物 に 人 掲 又 該げ 証る弁 述 訳 拠 証 護 人書拠人 のは 類 又 区 は 分前 証に条 拠 応 第 物 U を 項 当の 閲 覧該規 し各 定 묽 に かに ょ 0 定 1) 8 取 謄 る 調 方 写 ベ 法を す る に 請 機 よ求 会 る 開た を 与 示 証 え を拠 る しに な 0 لح けい れて ばは な ら速 なや いか

 $\mathcal{O}$ は 者 れ が 定 公 閲 判 期 さ 日 通 に訳 せ お る 人 い又 لح 7 は が供翻 相 当 す で る لح な そ 思 11  $\mathcal{O}$ لح 料 氏 名 認 す る及  $\Diamond$ 内び る لح 容住 き が 居 に明を 5 知 あ つか る 12 機 7 はな会 る を そ ŧ 与 のえ  $\mathcal{O}$ 者 当 が カン 公 該 0 判 供 期 沭 そ 録  $\mathcal{O}$ H に取者 書 お  $\mathcal{O}$ 箬 供 7 が 沭 供 存 録 述 在 取 す 書 l る な 等 لح  $\mathcal{O}$ 11 思 لح う 料 き

百す 六 る 条内 の容 + o九要 旨 察記 官載 し た 前書 条面 定閲 に覧 し 示つ す 謄 ベ写 きす 証る 拠 機 会 を 示 与 え る

の項 裁取の 調 規 ベ 定 に 請 ょ 求 り に 被 官関告検を L 人 び異又 被議は は 告が弁 人な護 又い人 はかが  $\mathcal{O}$ ど取規を う 調 かべ を  $\mathcal{O}$ ょ 意意請 る 見求開か を L 明た を ら証 か 拠 上にに L 9 ない て  $\mathcal{O}$ 開 ば 第 な を 5 百 受 な二け い十た 六と 条き のは 同 意 第 三 を す 百 る + か六 تح 条 う  $\mathcal{O}$ か十 又 七 は 第 そ二

で 判 所 はの 検 察 及 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 見 を 聴 11 た で 前け 項れ  $\mathcal{O}$ 意 見 を 明 5 カン に す ベ き 期 限 を 定  $\Diamond$ る

き

る

は 速  $\mathcal{O}$ ら 外 Þ 必 開 の百 開告必か要 示 証 十 要 性 に  $\mathcal{O}$ 拠 六 لح 請 で条  $\mathcal{O}$ 認 第程 求 あの つニ  $\equiv$ 8 度 が る 百 並 あ 7 لح + U 0 き にた 六 第検 条 当 は 場 三察 該 合 百官  $\mathcal{O}$ + 開 に 十は 兀 示 示 お 六  $\mathcal{O}$ 第 に 1 条 第 示 時 ょ て O  $\Xi$ 期 号 十百 9 若 そ に 7 七 +定 生 第六  $\mathcal{O}$ L < じ 関 8 条 は る る連 項の 方 方 お性 o +法 法 そ 主四  $\mathcal{O}$ を に れ程 張及 は指 ょ の度 にび る 定 あ そ 関 第 開 る 次し  $\mathcal{O}$ 連三 弊 他 示 す百 害 又 を  $\mathcal{O}$ る +は 被 と L  $\mathcal{O}$ 六 な 条 内 告 認条 件 け 容 人 \$ O を れ 及  $\mathcal{O}$ ら十 ば び 防 付 れ 五 す 程 な 御 る 第 る 5 度 t  $\mathcal{O}$ を 準 な の項 と 考 11 備 にの 盧 が  $\mathcal{O}$ つ規 ۲ で た 定 11 き  $\mathcal{O}$ 8 てに る 場 に ょ 相 合 当 半 被 る に لح 該 告 開 お認開 人示  $\Diamond$ 示 又を 11 7 る を はし لح す 弁た き る 検 護 証 は 察 人 拠 か以 官

被 示 人 又  $\mathcal{O}$ 請 は 求弁 護 に 係 人 は る 証 拠前 を項開 識の 別開 す る  $\mathcal{O}$ に 請 足 求 ŋ を る す る 事 求項と き 12 掲 げ る 事 項 を 明 5 カュ に L な け れ

2

該 開 第 百 必 + 要 六 で 条 あ  $\mathcal{O}$ る + 七 察由第 項  $\mathcal{O}$ 主 張 لح 開 示  $\mathcal{O}$ 請 に 係 る 証 拠 لح  $\mathcal{O}$ 関 連 性 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 被 告 人  $\mathcal{O}$ 防 御  $\mathcal{O}$ 準 備  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 12 半

第 三 実 書 を 百 +面追 +を 加六示 第 条が L 裁 又  $\mathcal{O}$ 項判は + 変 後所 段に 更 す  $\mathcal{O}$ 提 規出 る 検 理 定 L 必 要 を 官 証実準及が は を用びあ す 被 る 第 لح 三 人 認 百 又め + はる 六 弁 لح 条 護き  $\mathcal{O}$ 人は 十 に 三 送速 カゝ 付や 5 しか前 なに 条 け ま れそ で ばのに な追規 ら加定 し な す い又る 0 は 手  $\subseteq$ 変 続 更  $\mathcal{O}$ が 場 す 終 合べ わ き に 0 お 証 た い明 後 予 7 は定 そ 事  $\mathcal{O}$ 実 証 第 を 三 明 百 記 予 載 + 定 力し 事

三 速検の 察 項 B か官  $\mathcal{O}$ は 規 定 を そそ 準  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 用 追証 す 加 明 る す 予 ベ 定 事 き 拠  $\mathcal{O}$ 証 取明る告 調 す ベ る た を 請め 求に し用 な V け る れ証 ば拠 な  $\mathcal{O}$ ら取 な調 VI ベ 0  $\mathcal{O}$ 請 求  $\mathcal{O}$ 場 を 合 追 に加 お す る 11 7 必 は要 が 第 あ 三 る لح 百 +認 六め 条 る  $\mathcal{O}$ ط + き は

3 限裁 判 定所  $\Diamond$ は る 検 لح が 官 で 及 き び る 被 告 人 又 は 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 い た 上 で 第 項  $\mathcal{O}$ 書 面  $\mathcal{O}$ 提 出 及 てバ 送 付 並 てバ に 前 項  $\mathcal{O}$ 請 求  $\mathcal{O}$ 

4 第 百 十 六 条  $\mathcal{O}$ 十 兀 か 5 第 =百 + 六 条  $\mathcal{O}$ 十 六 ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 検 察 官 が 取 調 ベ を 請 求 l た

証

拠

ば

な

6

な

11

9 7 n を 準 用 す

 $\mathcal{O}$ 

+

三

項

後

段

定

を

す

及わ 六 び 0 百 条検た +察 後 六 官 条 に 第  $\mathcal{O}$ 第対 百 十 そ 六 の条 被 追  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 告 規加 + 人 L 七 又 又 第 は は 準 弁 用変項 護 更  $\mathcal{O}$ 人 す る 主 は ベ 張 き を 第 主追 張加百 を L + 明又 六 5 は 条 か変  $\mathcal{O}$ 更 に + す る な カン け 必 6 れ要 第 ばが なあ 百 5 る +な لح 六 い 認 条  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ ک る لح +  $\mathcal{O}$ 場 き ま 合は で に に お速 規 いや 定 てか す はに る 手 第裁 続  $\equiv$ 判 が 百所終

2 六 め 条る 被  $\mathcal{O}$ لح 告 き + 人 三 は又 第 は 三速 弁 項や 護  $\mathcal{O}$ カン 人 は 規 に 定 をそ そ 告準の  $\mathcal{O}$ 用追証 す 加 明 予 る す ベ 定 事 き 証 実 を 拠 の証 取明 調 す ベ る をた 請  $\Diamond$ 求に L 用 な 11 る け れ 証 ば 拠 な  $\mathcal{O}$ 取 5 な 調 ベ  $\mathcal{O}$ ۲ 請  $\mathcal{O}$ 求 場 を 合 追 に 加 す お る 11 7 必 要 は が 第 あ る لح 百 十 認

3 裁 判 所 は 検 察 官 及 び 被 人 又 は 弁 護 人  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 11 た 上 で 第 項  $\mathcal{O}$ 主 張 を 明 5 カン に す ベ き 期 限 及 てバ 前 項  $\mathcal{O}$ 請

求 期 を 定  $\Diamond$ る لح が で き る

4 第の  $\equiv$ 百に百限 + 六 条  $\mathcal{O}$ + 八 及 び 第 三 百 十 六 条  $\mathcal{O}$ + 九  $\mathcal{O}$ 規 定 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 被 告 人 又 は 弁 護 人 が 取 調 ベ を 請 求 l

た 第 証  $\equiv$ 拠 + 0 六い 条 て  $\mathcal{O}$ れ + を の準 規用 す 定 はる 第 項  $\mathcal{O}$ 追 加

5

第 準 る百 用 証十 す る 条  $\mathcal{O}$ + 第 い十 九 条  $\mathcal{O}$ 及 75 第 L 又 百 は 九 変 更 十 す 九 べ 条 き  $\mathcal{O}$ 三 主  $\mathcal{O}$ 張 に 規 定 関 連 は す る 検 察 官 認 又 8 5 は 弁 n 護 る 人 証 が 拁 に  $\mathcal{O}$ 0 目 11 て  $\mathcal{O}$ 規 定 れ を に

لح

第 件 ょ  $\mathcal{O}$ 百 争 +点 六 拠 六 及 条の  $\mathcal{U}$  $\mathcal{O}$ 開 証 示 を 拠 +  $\mathcal{O}$ 兀 す る 整 裁場 理 判 合  $\mathcal{O}$ 結 所に百 果はつ九 を 確公 7 認判  $\sum_{}$ L 前れ を な 整 準 け 理 れ 手 用 続す ば る な を 終 5 な 了 す 11 る 12 当 た ŋ 検 察 官 及 てバ 被 告 人 又 は 弁 護 人 لح  $\mathcal{O}$ 間 で 事

第 百 +六 条  $\mathcal{O}$ + 略

期 用 日 す 六 期 間 条 る 日 あ  $\mathcal{O}$ 整 間 る 十 理 整  $\mathcal{O}$ 手  $\mathcal{O}$ 理 手 二 中 は 続 場 に 合 続 に八 期 お 公 に 判 日 V お 0 間 7 *(*) *(*) 前 整 整取 7 7 理 理調 は 手手べ検 続 続を 察 前 調 期請 官 款 書 日 求 L 被 第 と た 告 لح  $\equiv$ 読 あ 証 人 百 4 る拠 又 +替 لح  $\mathcal{O}$ は 六 はみ弁 え 条 な護 る  $\mathcal{O}$ £ 期 し人 日 が 第  $\mathcal{O}$ 間 と 第 前 す 整  $\equiv$ 項 項 る理百の 及 手 + 決 び 続六定 第 期 条前 日 のに 百 六 取 +カュ 調 六 5 ベ 条 を 同第  $\mathcal{O}$ 三 条 請 九 百求 第 第 L +項六て 項 中 条い を  $\mathcal{O}$ る 除 十 証 公 < 判 ま拠 で に 前 及っの 整 理 てバ 規 11 第 手 7 定 三は 続 な 百 潍 調

 $\bigcirc$ 組 織 的 な 犯 罪  $\mathcal{O}$ 処 罰 及 てド 犯 罪 収 益  $\mathcal{O}$ 規 制 等 に 関 す る 法 律 亚 成 十 年 法 律 第 百 + 六 抄

条 定

 $\mathcal{O}$ 法 律 に お 11 て 犯 罪 収 益 と は 次 に 撂 げ る 財 産 を

> 1 う。

よに国 不二 り お公 供い務 正 与て 員 競 争略 さ行等 れわに防 たれ対 止 財たす 法 産と る し不平 た正成 なの 五. ら利年 ば益 法 の律 当供第 該 与 四 罪 等 に 七 当の た罪 り  $\mathcal{O}$ 第 犯 か罪 行 0 条 為 第 当 該日項 行本の 為国違 地外反  $\mathcal{O}$ で行 法し為 令たに に行係 よ為 る n で同 罪あ法 に 2 第 当 て十 た 几 る当 条 も該 第 の行 を為項 含 が 第 む日七 本 号 玉 に内外

略

 $\bigcirc$ 弁 士 平 成 十 年 法 律 第 兀 + 九

抄

格

第 八一 条欠理 次事法 の由 各 号  $\mathcal{O}$ い ず れ カュ に 該 当 す る 者 は 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に カ カコ わ 5 ず 弁 理 士 と な る 資 格 を 有 l な

く著条  $\mathcal{O}$ 一前二 十刑同は作第 の法 第権 条 執第五法項 第号 略行 ++ 第 12 一に略 を八二百係項該 受 条条十 る 第 当 け第の九部九す 一罪条分 る 号 る 項又かに及者 لح には ら限びを が係不第 る第除 + 無 る正百 < く部競二 号ほ な分争十 若 に カュ 2 を防 L 係 < る関 た除止条 く法まは部税。第で第分法 日 で第 カ 第 分 法  $\overline{\phantom{a}}$ 二の百にへ 5 の十罪 十 限昭 罪 年 る 和 を条半条 を 経犯第導第 以十 一体一 過 L 下 九 項集項 こ年 L な罰 若 積  $\mathcal{O}$ 法 関 い金 し回 号 律 < 路 税に 者  $\mathcal{O}$ 第 刑はの法お六 第 口 第 に い十 二路 処 百 7 号 せ項配 九 同 ら第置条 じ れ一に 第 第 号 関 百 そかす 項若九 のらるに 条 刑第法係 < 第 の四律 るは二 第部 第 項 執号 ま五分 三( 行 項関 を で十に 終若一 限 (税 る 関 わし条 定 りく 第 税率 は 法 法 又第項の 第第 は六若罪百 第 そ号し 九二

兀 5

 $\bigcirc$ 不 正 附競 争 則防 止 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 七 年 法 律 第 七 十 五.

抄

条ら法則条施 施等第 行の す 一条の日 部 法 を第 改十 正 三 す条公 る及布 法びの 律 第 日 一十か 平四ら 成条起 十の算 七規 し 年定て 法は一 律 第犯を 罪 超 のえ 国な 号際い ) 化範 の及囲 施び内 行組に の織お 日化い 又並て はび政 こに令 の情 で 法 報 定 律処め の理る 施の日 行高か の度ら 日化施 のに行 い対 ず処る れす かるた 遅ただ NB し 日の

第 ○ 七三度が四か刑附一 組号号化こ しのにの لح 規対法犯 あ定処律罪 る のすののる の適 る施国 罰は用 た行際 に めの化 第 9 の日及 刑後び 11 十て 法 で組 改一は等あ織 のる化 第同 一場並 一号部 合び 項中をにに 一改お情 第 十第正け報 十す る処 号一るこ理 一条法のの と第律法高 す一の律度 る項施の化 о <u> </u> 行施に との行対 あ日の処 るの日す の前かる らた は日 ま犯め 第 で罪の 十のの刑 八間国法 条の際 等 第組化の 一織及 項的び部 犯組 を と罪織改 処 化 正 罰並 す 第法びる 十第に法 二情 兀 律 条条報の 第 第 処 施 二理行 項項の  $\mathcal{O}$ 第第高日

織 的 罪 処 法  $\mathcal{O}$ 部 正条

第

+三 口二条 織 犯 罪 を法 う 12 改 正 す る

第 条 防三

削二の不第組犯 除第供正二 十与競項的 争第 をの止号処 次罪法口罰  $\mathcal{O}$ よ同平次の う法成の一 に第五よ部 改十年うを め八法に次 る条律改の 第第めよ 一四る 項 十 の七 号) 違 反 行 第 為 に十 係 一 る条 も第  $\bigcirc$   $\rightarrow$ に項 限第 る 十 号 外 玉 公 務 員 等 に 対 す る 不 正  $\mathcal{O}$ 

九表 第益 九等 号

十別

 $\bigcirc$ 意 匠 行 附 法 等 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 八 年 法 律 第 五 + 五.

第 三一次一 の条施 各 こ期 号 にの日則の 掲 法 げ律 るは 規 定公 は布 **`** Ø 当 日 該か 各ら 号 起 に算 定し めて る一 日年 かを ら超 施え 行な すい る範 用 内 に お 11 7 政 令 で 定 8 る H カン 5 施 行 す る た

部附二 を則 改第 正十略 す条 る及 法び 律 第  $\stackrel{\sim}{\sim} +$ 平五 成 条 十 の 八規 年 定 法 律 犯 第 罪  $\mathcal{O}$ 玉 際 号 化 及 のび 施 組 行 織 の化 日並 又び はに 前情 号 報 に処 定理 \$ O る高 日度 ~ 化 以に 下 対 - 処 一 す 部る 施た 行め 日の ー 刑 と法 い等

う。

 $\mathcal{O}$ 

利

# 罪か の遅 処い

第 るの等 が九 組 関 す に 施犯的い つる 行罪なず 11 法 日 の犯れ 7 律 後 玉 は لح 際 平な化 同成 る 及罰日 号 場 び及 中一 合 組 CK 年に織 犯 法は化 + 律 並 収 第同び 条 百法に 第 の情 規 十施報 制 項 六 行 処 号の理に لح 日の あ以の高 す る 下前度 る  $\mathcal{O}$ 日 化法 ま は組 に 律 織 で 対の 第 的の処 適 犯間 + す 用 罪に 八 る に 条処おた 第罰けめ す 法るの る 組 刑 項 経 لح 織法 渦 い的等 うなの 犯  $\overline{\phantom{a}}$ 第 罪 部 + 第の を 二処改 兀 条条罰 正 第 第 及 す びる 項項犯法 第 第 罪 律 三収の 七 号 号 益施  $\mathcal{O}$ の行 と規規の あ定制日

関

2 「百る 五組附正第第九法前の適に 十律項は用 十六のの 条施場第 八 条 行 合 又 と のに十 は あ 日お一 第 るの い条 七の前 7 + は 日 八 ま 犯 項 第 で罪第  $\mathcal{O}$ 百のの六第 号 九間 玉 + に 際 لح لح 六お化 す 条 及す け る びる一 又る は組 組 第織 織 百的化 九犯 並 十罪 CK 六 処 に 条 罰 情 の法 報 別処 表理 とのの 規高 度 同定 表の化 第適に 三用 対 十に 処 七つ す 号 1 る 中てた はめ 第  $\mathcal{O}$ 七同刑 十 表 法 八第 等 条 三  $\mathcal{O}$ +と六部 あ号 を る 中 改  $\mathcal{O}$ 正 は第す

第

\_

3 改 則 す 一七 第 る 項 四法に 条 律 規 のの定 す 規施 罪法定行 る  $\mathcal{O}$ 場 日 合 のに 適 改用前は条 L 日 な ま 犯 で罪 11  $\mathcal{O}$ 間国 は際 化 不 及 正び 競組 争織 防化 止 並 法び 等 に の情 報 部 処 を理 改の 正高 す度 る化 法に 律 対 処 平す 成る 十 た 七め 年の 法 刑 律 法 等 第 七  $\mathcal{O}$ + 五 部 무

条織 的 第組犯 織罪 項的処 犯罰 処のは 中法部 正

第

罰  $\mathcal{O}$ 部 を 次 条の ょ う 項に 第改 十正 す る

条 第 号 口 第 + 第 号 を 第二 + 条 第 項 第 六 뭉 に 改 8 る